

時局誌（六十五）

Y H 生

一月十六日

民族研究所官制（勅令第二〇號）公布

陸軍徵募區及検査區昭和七年陸軍省令第

一二號中改正（陸軍省令第二號）公布

大本營發表 一月五日以降同十一日迄

における帝國海軍航空部隊の戰果左の如

し。

一、ソロモン群島方面航空戰擊墜破せる

敵機二十一機

我が方の自爆及び未歸還機三機

二、ニューギニヤ方面航空戰擊墜破せる

敵機二十一機

我が方の自爆及び未歸還機六機

鐵道監 大 谷 泰 德

十數機擊破

任陸軍司政長官

鐵道官 中 村 豊 四 郎

ガダルカナル上空の空中戰

五百八十四機

第一次ソロモン海戰より今日までのソ

ロモン群島、ニューギニヤ、ニューブリ

テン方面の航空戰の綜合戰果は擊墜敵

機總計千五十八機、これに對してわが方

の損害は二百十九機である表示すれば次

の如し。

ソロモン群島方面

敵に與へた損害

第一次ソロモン海戰

南太平洋海戰

第三次ソロモン海戰

一百餘機

六十三機

四十七機

曹長の指揮せし水上偵察機に對し聯合艦隊司令長官より感狀を授與せられ右の旨上聞に達せられたり。

日本航空部隊は大編隊をもつて十七日午後ニニーギニヤ島東部のミルンベーに來襲軍事施設に爆撃を加へた。

一月十八日

纖維製品配給消費統制規則第十一條第一項ノ規定ニ依ル纖維製品及其點數指定

昭和十七年一月告示第五〇號改正（商工省告示第二八號）公布

情報局發表 政府は大東亜戦争の現段階に對應し戦力の増強就中重要軍需物資

の飛躍的生産擴充を期せんが爲、曩に決定したる「許可認可等臨時措置法案」の外「戦時行政特例法案」を今期議會に提出することとした、尙これと併行し、戦時行政権特例（勅令）の御制定を仰ぎ不日之が公布を見ることとなつた。

支那事變生存者第十七回及び死没者第廿九回の論功行賞（海軍側）が賞勳局並

に海軍省から發表された、皇恩洽き死殘

者行賞の恩命に浴したものは昭和十二年七月八日以降同十五年四月廿九日迄の間

に支那事變に於て殉職、公務傷病死等により護國の英靈と化した四十四名の勇士

である。

一月十九日

大藏省勤労者表彰規程（大藏省訓令第二號）幣帛供進使、神官、神職又ハ神道教師

制服及裝束最高販賣價格指定昭和十七年五月告示第五一四號中改正（商工省告示

第三一號）法衣袈裟及佛殿莊嚴品等最高販賣價格指定昭和十七年五月告示（第五一五號中改正（商工省告示第三二號）公布

△仙桃鎮方面 九日午後五時頃幹湖嘴に潜入の敵第百二十八師百五十を急襲覆滅した、遺棄死體五十、俘虜二

△當陽方面 揚子江北岸江口鄭家良匪九

十を一月九日朝急襲して東北方に潰走せしめた。俘虜十一、また十日當陽東

岸の官營場附近に蠢動の新四軍百に痛撃を與へて遺棄死體五の戰果を收めた

△荆門方面 山本部隊は一月八日午後一

時子陵鋪西北地區で百二十八師の約三十を殲滅した、鄂城、大治西方の鐵山

鋪南方地區に新四軍四百が侵入、蠢動を開始せんとしたのに對し八日午前十

一時半これを急襲して大打撃を加へた

機

二、炎上せしめたる敵軍事施設「フエンニイ」五箇所「チツタゴン」四箇所

三、我方の損害 未だ歸還せざるもの一機

最近の武漢周邊地區における戰況左の通り。

◇ 澄江方面 一月八日拂曉澄江東方の珠

磯寺に侵入し來つた十二師約百を急襲

して東方に潰走せしめた、遺棄死體八

◇ 宜昌方面 一月十一日夜宜昌西方華福

山に約三百の敵が二回にわたつて出撃
し來つたがこれを邀撃して殲滅的打撃
を與へた遺棄死體十一

一月二十日

行政官廳職權委譲令勅令（第二六號）中

等學校令（勅令第三六號）實業學校令ヲ

中等學校令ニ改ム（勅令第三七號）高等

學校令中改正（勅令第三八號）専門學校

令中改正（勅令三九號）大學令中改正（勅

令第四〇號）算盤及算盤珠最高販賣價格

指定（商工省告示第一二三號）公布

情報報局發表 本年一月二十日獨逸國總

統大本營において大島駐獨大使及リツペ

ントロップ獨外相は經濟協力に關する日

本國ドイツ國間協定に署名調印せり、又

同日ローマにおいて加瀬駐伊代理大使お

よびチアノ伊外相は經濟協力に關する日

本國イタリア國間協定に署名調印せり。

一月二十一日

經濟協力ニ關スル日本國「ドイツ」國

間協定（條約第三號）經濟協力ニ關スル

日本國「イタリア」國間協定（條約第四

號）行政官廳職權委譲令施行規則商工省

令（第三號）公布

英國海軍省はモロッコ方面の上陸作戰
で空母アヴェンジャー號が雷擊を受け撃
沈された際乗組員六十八名、その他合計
五百七名が戦死した旨廿一日夜發表した

かねて日獨、日伊間に併行的に交渉中

であつた「經濟協力に關する」「日本國獨
逸國間」及「日本國伊太利國間」の協定
はこの程彼我完全なる意見の一一致を見た

ので帝國政府は去る一月十日頃より正式

の國內手續に入り十九日の樞密院本會議

に御諮詢の議を經て廿日の縁下閣議に於

て正式決定を見た、依つて日獨協定はベ

ルリンに於て大島大使及びリツベントロ

ップ外相に依り、また日伊協定はローマ

に於て加瀬代理大使及びチアノ外相に依

り二十日午後七時（中歐時間二十日午前
十一時）夫々署名調印を了しまさ右協定

に基く日獨間の「貿易」「技術協力」「支

拂」に關する三取極も二十日午後十時我

が外相官邸に於て谷外相並にオット大使

ウオルタート經濟使節團長に依り署名を

了したので二十一日午前十一時情報局か

ら左の如く右協定全文が發表され、また

日伊間の細目取極も日下兩國間に交渉中

なる旨同様發表された。

獨軍司令部發表

一、樞軸空軍はアルジエー港を強襲軍事

施設を爆破したほか輸送船二隻一萬八

千トンを擊沈、ほか九隻に重大損傷を

與へた。

一、獨潛水艦隊はアルジエー西方水域で

六千トン級商船一隻を擊沈他の一隻に

魚雷を命中せしめたがその沈没は確認

されない。

伊軍司令部發表 伊雷擊機隊は西地中

海において七千トン級商船三隻二萬一千トン擊沈、他の一隻に大損傷を與へた。

一月二十二日

北海道産ノ小豆類、菜豆類及豌豆並ニ府縣產小豆最高販賣價格指定昭和十七年三月告示第一〇四號中改正（農林省告示第三三號）公布

大本營發表

一、帝國海軍航空部隊は一月十五日ソロ

モニ群島方面の航空戦に於て敵機十六機を擊墜せり、わが方未歸還三機

一、帝國海軍航空部隊は一月十七日ニユーギニヤの敵航空基地ラビを攻撃し左の戰果を收めたり。

(一)飛行機擊破十二機（内大型六機）擊墜一機

(一)軍事施設爆破炎上十數箇所、なほ本攻擊に於けるわが方被害なし。

一月二十三日

酒稅法施行規則中改正（勅令第四一號）帝國特命全權大使がランヌ國代表者ト

交渉シタル日本國佛領印度支那間決済ノ

様式ニ關スル公文（條約第五號）行政官

廳職權委譲令第一四條第一項第六號及第

七號ノ施行ニ關スル件（内務鐵道省令第一號）鐵道省所管ノ職權ニ關スル行政官

廳職權委譲令施行規則（鐵道省令第一號）

大東亜省留學生規程（大東亜省令第五號）

防火用水桶及防火用水樽最高販賣價格指

定（商工省告示第四〇號）公布

イタリア海軍は一九四〇年六月の參戰以來、一九四二年十二月まで三十箇月間に反樞軸軍艦艇および商船三百二十二隻を擊沈した、内譯次の通り。

一、艦艇△戰艦四隻△巡洋艦十三隻△雷擊艇三十二隻△潛水艦八十隻△その他三隻△計百三十二隻

一、商船及び油槽船一百九十隻計百三十萬トン

一月二十五日

行政官廳職權委譲令第十四條第一項第六號及第七號ノ施行ニ關スル件第三條第三

號ノ工事指定（内務鐵道省告示第一號）

帶地類最高販賣價格指定昭和十六年六月

告示（第五四六號）天蠶絨類最高販賣價格指定昭和十六年十月告示第九八〇號、

指定生產綢織物最高販賣價格指定昭和十七年八月告示第八五七號綢織物最高販賣

七年八月告示第八五七號綢織物最高販賣價格指定昭和十七年八月告示第八八一號中

徵指定昭和十七年八月告示第八八一號中

改正（商工省告示第四二號）更生絲織物

販賣價格指定昭和十六年五月告示第四三

六號中改正（商工省告示第四五號）毛織

物販賣價格指定昭和十五年十二月告示第

七七九號中改正（商工省告示第四六號）毛紡式ステーブルファイバー織物（梳織

織物）販賣價格指定昭和十五年十一月告

示第七三四號中改正（商工省告示第四七

號）特殊纖維織物最高販賣價格指定昭和

十七年六月告示第六五九號中改正（商工

省告示第四八號）綢梳毛織物最高販賣價

格指定昭和十七年八月告示第八五六號中

改正（商工省告示第四九號）公布
大本營發表 大鳥島所在部隊は二十三

日夜間ミッドウェー島方面より來襲せる
敵B-17數機と交戦、その四機を撃墜し
六機に損害を與へ之を擊退せり、我が方
戦死一名、戦傷四名、小火災四ヶ所、そ
の他損害なし

大東亜省當局談 日本国、印度支那間

關稅制度、貿易およびその支拂の様式に
關する日佛協定に基く日佛印貿易の本年
度實行取締に關する交渉は、昨年末より
サイゴンにおいて開始せられたるが、こ
のほど佛印の米および玉蜀黍の對日供給
に關する問題につき意見一致をみ、一月
二十五日サイゴンにおいて栗山事務總長
とドクー總督との間に實行取締に署名せ
り。

一月二十六日

海軍聯合航空隊令中改正(軍令海第一號)
公布

開戦以來樞軸側潛水艦に擊沈された米
國商船の數は米當局の公表によれば合計
六百一隻に達したわけでその内訳は米國

沿岸沖百九十八隻カリブ海百七十八隻メ
キシコ灣四十六隻南大西洋百十一隻で残
りほその他の水域で擊沈されたものであ
る。

一月二十七日

甘藷及馬鈴薯最高販賣價格指定昭和十七
年七月告示第四八九號中改正(農林省告
示第二七號)公布

獨軍司令部は二十七日夜特別發表をも
つて地中海および北冰洋で作戦中の獨潛

水艦が敵護送船團を攻撃し敵船六隻(二
萬八千トン)を擊沈した、さらに大西洋
では極めて猛烈な暴風にもかゝはらず敵
船十隻(七萬五千トン)を擊沈したと發
表した。

一月二十八日

澱粉販賣價格指定昭和十五年十二月告示
第六七〇號中改正(農林省告示第三〇號)

乳酸及乳酸エチル最高販賣價格指定(商
工省告示第六一號)公布

一月三十日

科學計測研究所官制(勅令第五四號)彈
性工學研究所官制(勅令第五五號)超短
波研究所官制(勅令第五六號)觸媒研究
所官制(勅令第五七號)航空醫學研究所

官制(勅令第五八號)溫度計及溼科最高販
賣價格指定昭和十七年十二月告示第一三
三四號中改正(商工省告示第七〇號)公布

海軍省公表 昭和十七年一月三十一日

「アンボイナ」島に強行上陸を敢行、同
島を攻略せる吳鎮守府第〇〇特別陸戰隊
「アンボン」攻略隊に對し聯合艦隊司令
長官より感狀を授與せられ、右の旨 上
聞に達せられたり。

ナチス黨政權獲得十周年記念日を迎へ
た三十日、ベルリンでは正午からゲーリ

ング國家元帥がまづ國防軍に告げる演説
を行ひ、つづいてゲッペルス宣傳相が午
後四時よりナチスの古戰場たるシュポル
トバラストで記念大會を主催し、同席上
宣傳相はヒットラー總統が職務遂行のた
めベルリンに歸還し得ない事情を述べた

海軍省發表

第十一聯合航空隊司令官

海軍中將戸塚道太郎

補海軍練習聯合航空隊司令官兼第十一聯

合航空隊司令官

二月一日

杭木用材及パルプ用材販賣價格指定（農

林省告示第三七號）公布

二月四日

穀類販賣價格指定昭和十五年九月告示第

五四〇號中改正（農林省告示第四〇號）

精米小賣最高販賣價格指定昭和十七年十

二月告示第八一五號中改正（農林省告

示第四一號）燐接椿最高販賣價格並ニ最

高加工費指定昭和十七年六月告示第六四

〇號中改正（商工省告示第八九號）公

布

大本營發表

一、帝國海軍航空部隊は二月一日ソロモ
ン群島イサベル島南方に機動中の敵海
上部隊を捕捉攻撃し又ニュージョージ

ア島方面に於て挑戦し來れる有力なる
敵航空機群と交戦之に多大の損害を與
へたり、戰果及我方の損害左の如し。

二月六日

規格綿織物小幅無地染地最高販賣價格指

定昭和十七年十二月告示第一二八〇號中
改正（商工省告示第九九號）

二月九日

大本營發表

二月五日

一、南太平洋方面帝國陸海軍部隊は昨年

夏以來有力なる一部をして遠く挺進せ

しめ、敵の強靭なる反攻を牽制破壊し

つゝ其の掩護下にニューギニア島及ソ

ロモン群島の各要線に戦略的根據を設

定中の處既に概ね之を完了し茲に新作

天皇ノ御服ニ關スル件（皇室令第一號）

三桺楮及雁皮最高販賣價格指定昭和十六

年三月告示第一七〇號中改正（農林省告

示第四二號）公布

去年九月以来わが支那方面航空部隊が

在支敵空軍に與へた損害は年末までに

確實六十三機、不確實六機、本年度にお

いて更に確實十五機、總計八十四機に上
り、敵必死の増強企圖を粉碎し去つた。

二月六日

敵航空機群と交戦之に多大の損害を與

へたり、戰果及我方の損害左の如し。

二月九日

規格綿織物小幅無地染地最高販賣價格指

定昭和十七年十二月告示第一二八〇號中
改正（商工省告示第九九號）

二月九日

一、南太平洋方面帝國陸海軍部隊は昨年

夏以來有力なる一部をして遠く挺進せ

しめ、敵の強靭なる反攻を牽制破壊し

つゝ其の掩護下にニューギニア島及ソ

ロモン群島の各要線に戦略的根據を設

定中の處既に概ね之を完了し茲に新作

天皇ノ御服ニ關スル件（皇室令第一號）

三桺楮及雁皮最高販賣價格指定昭和十六

年三月告示第一七〇號中改正（農林省告

示第四二號）公布

去年九月以来わが支那方面航空部隊が

在支敵空軍に與へた損害は年末までに

確實六十三機、不確實六機、本年度にお

日本港運業會定款（遞信省告示第一一五

號）公布

飛行機 十二機自爆及未歸還

〔註〕本海戰を「イサベル」島沖海戦と呼稱す。

タルカナル島に作戦中の部隊は昨年八月以降引續き上陸せる優勢なる敵軍を

同島の一角に壓迫し激戦敢闇克く敵戦力を擊摧しつゝありしが其の目的を達成せるに依り二月上旬同島を撤し他に

轉進せしめられたり。我は終始敵に強壓を加へ之を潛伏せしめたる結果兩方

面とも掩護部隊の轉進は極めて整齊確

實に行はれたり。

三、現在までに判明せる戰果及我が軍の損害は既に發表せるものを除き左の如

し。

(一) 敵に與へたる損害

人 員 二五、〇〇〇以上

飛行機 撃墜破 二五〇機以上

戰 車 破 壊 二五臺以上

火 砲 破 壊 三〇門以上

飛行機 撃墜破 一六、七三四名

人 員 戰死及戰病死 自爆及未歸還 一三九機

二月十日

飛行機 一隻轟沈

〔註〕本海戰を「イサベル」島沖海戦と呼稱す。

比島帶蕩戦において一月中にあげた戦果は左の通りである。

一、敵遺棄死體八百八

二、俘虜八百四十四

三、投降歸順者四千四百九十四

四、主要鹵獲品

五、主な鹵獲品

六、主な鹵獲品

七、主な鹵獲品

八、主な鹵獲品

九、主な鹵獲品

十、主な鹵獲品

十一、主な鹵獲品

十二、主な鹵獲品

十三、主な鹵獲品

十四、主な鹵獲品

十五、主な鹵獲品

十六、主な鹵獲品

十七、主な鹵獲品

十八、主な鹵獲品

十九、主な鹵獲品

二十、主な鹵獲品

潛水艦 九
一
一
一

掃海艇 一〇
一
一
一

雷艇 ○
一
一
一

艦型未詳 一
一
一
一

計 八八
一七
一〇五
九九六機以上

三四三〇一
一
一
一

一二一〇
一二一七
一二二二
一二三六
一二四〇、四五

三、空、〇〇〇
三四〇、〇〇〇
三四〇、〇〇〇

（うち不確實）

輸送船 一七
總計 一〇五
飛行機墜破

三四六〇一
一
一

一二一〇
一二一七
一二二二
一二三六
一二四〇、四五

（うち不確實）

二月十一日

畏き邊りでは支那事變および大東亜戰

争に赫々たる武勳を樹てた勇士ならびに英靈に對して行賞の御沙汰あらせられ、

十一日紀元の佳節にあたり、第五十一回

支那事變生存者行賞（陸軍第三十八回）第

五回大東亜戰爭死歿者行賞（海軍第三回）

として賞勳局、陸海軍兩省からそれより

発表された。第五十二回支那事變生存者

行賞の恩命に浴したものは滿洲國および

蒙古政府文官ならびに事變地において軍務に關與せる華北交通株式會社および華北電信電話株式會社職員であり、海軍第

義に軍司令官より感狀を授與せられしが今般最も上聞に達せられたり。

大東亜戰爭下昭和十七年度支那派遣軍

綜合戰果概要左の如し。

鹵獲品

（うち不確實）

交戰兵力 三、空、〇〇〇
遣棄死體 三四〇、〇〇〇
俘虜 三四〇、〇〇〇
飛行機墜破 一二〇、四五

（うち不確實）

野山砲

二六

同彈藥

七八、一〇九

重機關銃

五五

同彈藥

七八、一〇六

輕機關銃

二、七六

同彈藥

五三、五九

迫擊砲

八〇

同彈藥

四二、一〇九

小銃

二三、五七

同彈藥

一〇、九九、〇六

拳銃

三、一〇一

同彈藥

二三、一〇九

手榴彈

七三、六四

わが方の損害

（うち不確實）

戰死

八、四〇〇

情報局發表

日本國政府及ブルガリ

ア」國政府は現に兩國間に存在する友好及相互の信賴の關係を確認し、且一層之

を強固ならしめんことを欲し、又一方兩國の文化關係を増進せしめ、之に依り兩國國民の相互的理解を深からしむる目的を以て條約締結方に付今般意見の一一致を見、本十一日午後四時外務大臣官邸に於て外務大臣と在京「ペニフ」公使と

の間に友好及文化的協力に關する日本國「ブルガリア」國間條約の署名調印を了した。

『勤勞顯功章』を内閣陸海厚生大藏各省大臣から授與される職場の殊勳者は陸軍省關係の八名、海軍省關係の七名、厚生省關係の六十二名、大藏省關係の二名内閣印刷局の一名の總勢八十名である。

二月十二日

大本營發表 帝國海軍潛水艦は一月中より二月上旬迄に濠洲東岸に於て敵船舶六隻、五萬四千噸を擊沈せり。

二月十三日

人造バター最高販賣價格指定（農林省告示第四七號）公布

	大本營發表	帝國海軍部隊が昨年八月七日以降本年二月七日までにソロモン群島及びニギニヤ島方面において收めた未發表の戰果並びに我方の損害左の如し。	哨戒艇	一	一	二
一、艦 艇	擊沈	擊破	計	七		
驅逐艦	○	三				
潛水艦	四	四				
魚雷艇	三	○				
哨戒艇	一	三				
計	八	八				

	帝國海軍部隊が昨年八月七日以降本年二月七日までにソロモン群島およびニギニヤ島方面において收めた綜合戰果ならびに我方の損害左の通りである。	飛行機	自爆及未歸還	大破	計
二、飛行機	二一五	一一四	三二九		
三、船 舶	沈沒				
計	五				

	大本營發表	帝國海軍部隊が昨年八月七日以降本年二月七日までにソロモン群島およびニギニヤ島方面において收めた綜合戰果ならびに我方の損害左の通りである。	戰果	一	一	二
一、艦 艇	擊沈	擊破	計	七		
驅逐艦	一八	六				
潛水艦	二二	四				
魚雷艇	一三	四				
掃海艇	一	八				
哨戒艇	一三	五				
艦型未詳	三	一				
計	一〇	八				
一、艦 艇	沈沒	大中破	計	三		
二、飛行機	○	一				
三、船 舶	三	一				
四、潛水艦	四	一				
五、魚雷艇	七	一				
六、掃海艇	三	一				
七、哨戒艇	一	一				
八、艦型未詳	〇	一				
計	三一	一〇				

二、飛行機 計 九八
一、艦艇 撃墜 四二

月告示第八三七號中改（商工省告示第
一一〇號）公布

一、艦艇 撃墜 四一
一、艦艇 撃破 計 一四〇

海軍省公表 昭和十七年二月十九日口
ンボク海峡に於て敵巡洋艦、驅逐艦數隻

三、船舶 撃沈 三三
三、船舶 撃破 八

と遭遇するや寡勢克く勇戦して驅逐艦四
隻擊沈、巡洋艦二隻、驅逐艦二隻を擊破

一、艦艇 沈没 大中破 計 一四一

せる第〇〇驅逐艦に對し聯合艦隊司令長
官より感狀授與せられ右の旨上聞に達
せられたり。

二、飛行機 潜水艦 一〇〇
一、艦艇 哨戒艇 一〇〇

米國海軍省は十四日の公報においては
ソロモン群島方面に於て米空軍のうち四

三、船舶 沈没 一六〇
一、艦艇 未歸還 一六〇

機が日本軍戰闘機のため擊墜され、更に
二機が對空砲火のために擊墜されたと報

二、飛行機 自爆及 一六〇
一、艦艇 未歸還 一六〇

ソロモン群島方面に於て米空軍のうち四
機が日本軍戰闘機のため擊墜され、更に
二機が對空砲火のために擊墜されたと報

三、船舶 沈没 一七〇
一、艦艇 大中破 一七〇

道し、さらに十五日の公報においては米
空軍のうち爆撃機二機、戰闘機六機が未
歸還なる旨發表した。

二、飛行機 計 一六〇
一、艦艇 未歸還 一六〇

チニシアの樞軸軍は十五日夜何らの
抵抗なく完全にガフサに無血入城した。

二、飛行機 未歸還 一六〇
一、艦艇 未歸還 一六〇

ファイド地圖においてはなほ激戦展開中
である。米軍の第二機械化部隊はほとん

三、船舶 未歸還 一六〇
一、艦艇 未歸還 一六〇

ど全滅したものと見られ遺棄死體三千、
交戦能力を失つたものは少くも八千乃至
一萬と推算され、正に地獄圖を現出した

二月十五日

行政事務簡素化具體化ノ爲ニスル重要事
業法勞務管理令施行規則其ノ他ノ省令中
改正（厚生省令第三號）ベンドズボン吊

及靴下品類販賣價格指定昭和十五年十二
月二號）公布

出版事業令（勅令第八二號）電線製造工
大本營發表

二月十六日

陶齒最高販賣價格指定（商工省告示第一
二號）公布

出版事業令施行規則（閣令内務文部省令
第一號）牛乳輸送罐及搾乳罐最高販賣價
格指定（農林省告示第五四號）公布

二月十七日

出版事業令（勅令第八二號）電線製造工
大本營發表

業法勞務管理令施行規則其ノ他ノ省令中
改正（厚生省令第三號）ベンドズボン吊

及靴下品類販賣價格指定昭和十五年十二
月二號）公布

出版事業令施行規則（閣令内務文部省令
第一號）牛乳輸送罐及搾乳罐最高販賣價
格指定（農林省告示第五四號）公布

業原價計算準則（陸、海、大、商工省告
示第一號）純白金線及純白金ロヂウム合
金線最高販賣價格指定（商工省告示第一
三號）公布

中支派遣軍は十七日早朝までに判明し
た戰果は次のとく發表した。

遺棄死體五百六十、捕虜八十、重機三
輕機五、小銃百二十、地雷三百、舟艇三
四百五十、その他彈藥など多數

チニシアの樞軸軍は十五日夜何らの
抵抗なく完全にガフサに無血入城した。

ファイド地圖においてはなほ激戦展開中
である。米軍の第二機械化部隊はほとん

ど全滅したものと見られ遺棄死體三千、
交戦能力を失つたものは少くも八千乃至
一萬と推算され、正に地獄圖を現出した

二月十八日

出版事業令施行規則（閣令内務文部省令
第一號）牛乳輸送罐及搾乳罐最高販賣價
格指定（農林省告示第五四號）公布

業法勞務管理令施行規則其ノ他ノ省令中
改正（厚生省令第三號）ベンドズボン吊

及靴下品類販賣價格指定昭和十五年十二
月二號）公布

出版事業令（勅令第八二號）電線製造工
大本營發表

一、ソロモン群島方面

二月十日以降同十五日迄の航空戦に於て帝國海軍航空部隊の空戦並に陸海軍地上部隊の砲火により敵機六十四機撃墜一機撃破せり、この間我方の損害飛行機二機、軍事施設の損害輕微なり。

二、西南太平洋方面

二月一日以降同十五日迄の航空戦に於て帝國海軍航空部隊の空戦並に地上部隊の砲火により敵機四機撃墜、五機撃破せり、この間我方損害なし。

三、アリューシャン方面

二月五日以降同十五日迄の航空戦に於て帝國海軍航空部隊の空戦並に陸海軍地上部隊の砲火により敵機五機撃墜、二機撃破せり、この間我方の損害なし。

通り発表された。

△交戦回數一、四一〇（蔣系軍三九八、共產軍一〇一二）△交戰敵兵力（延數）

一一〇三、六〇〇（蔣系軍九六、八〇〇、共

產軍一〇五、八〇〇）△敵遭棄死體六、

海軍省公表 昭和十七年二月廿日ソロ

モン群島東方海上において有力なる米機六九△捕虜五、四二八（蔣系軍二、三三〇、共產軍三、〇九六）△覆滅せる敵施設三〇△主なる鹵獲品歩兵砲一、迫擊砲二七、重機一、輕機三九、小銃四、三九五、自動小銃五一、拳銃四三九、その他各種彈藥多數

二月十九日

出版事業令第八條ノ規定ニ依リ出版事業

令第六條ノ規定ニ依ル團體ノ會員タル資格ヲ有スル者ノ指定（内閣内務省告示第三

一號）出版事業令第六條及出版事業令施行規則第十三條第一項ノ規定ニ依リ團體

設立ノ件（内閣内務省告示第二號）出版事業令施行規則第十三條第二項ノ規定ニ依リ出版事業令第六條ノ規定ニ依ル團體

ノ設立委員會ノ件（内閣内務省告示第三號）食用鮮魚介類最高販賣價格指定昭和十六年九月告示第六四〇號中改正（農林

省告示第五七號）公布

モントロイドを發見捕捉し果敢なる反撃に依つて之を擊退せる伊藤海軍少佐指揮の第〇〇航空隊飛行機隊、坂井海軍中尉指揮の

〇〇海軍航空隊飛行艇並に松江海軍飛行兵曹長指揮の水上偵察機に對し聯合艦隊司令長官より感狀を授與せられ右の旨上開に達せられたり。

獨宣傳相ゲツペルス氏は十八日午後ベルリンのシユボルツバラストにおいて諸閥僚、黨諸指導者、軍人、藝術家その他各方面からの代表者を前にして一場の演説を行つたが、ゲツペルス氏は先づ東部戰線におけるボルシニヴィキの危険に對するドイツの鬭争に關し左の三點を強調した。

一、もし獨軍が東部におけるボルシニヴィキの脅威を粉碎することが出來なかつたとすればドイツ並に全歐洲はボルシニヴィズムの奴隸と化するであらう

二、獨軍及び獨國民のみがドイツ同盟國

と相携へてこの脅威から歐洲を救ふ十分な力をもつてゐる。

、危険の度は強い、われくは早急に且つ徹底的に行動しなければならないさうでなければ時期すでに遅しの懲みなしとしないからである。

二月一日

六一號) 公布
大本營發表 帝國海軍航空部隊は二月十七日ソロモン群島サン・クリストバル島東方に於て敵輸送船團を攻撃し驅逐艦二隻及大型輸送船一隻を擊沈せり、この間我方三機を失へり。

卷之三

情報局發表 政府は昨十九日都合により今期議會の休會を明二十一日より更に向ふ一週間延長方貴衆兩院に申入れたり大東亞戰爭の現段階に鑑み政府は特に生産増強の根本要件たる勞務の充實發揚の緊要性を認め、國民勤労總力を最高度

◎大政翼贊會豫算

に發揮する方策を練つてゐたが、二十日
の閣議において「生産増強、勵労緊急對
策」ならびに「勤労青年少年補導緊急對策」
の二要綱を決定、國民皆働體制の整備強化

化と皇國勤勞觀の徹底的具現を、心眼にとする労務員、配置、給與、管理の全般にわたり刷新強化を斷行、現下の勤勞謠情勢に即し緊急實施することになった。